

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月10日（月）午後2時から午後2時42分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（9人）

会 長	6番	中 山 雅 史
会長職務代理	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	中 山 茂
委 員	4番	中 山 一 徳
委 員	5番	海老原 茂
委 員	7番	仲 井 一 人
委 員	8番	文 藏 雄 嗣
委 員	9番	岡 野 幸 雄
委 員	10番	榎 田 実

農地利用最適化推進委員（10人）

委 員	大 山 謙 吉
委 員	飯 田 一 夫
委 員	澁 谷 正 信
委 員	文 隨 靖
委 員	中 島 一 郎
委 員	小 菅 庄 一
委 員	吉 田 義 博
委 員	山 中 正 市
委 員	瀬 川 仁
委 員	飯 泉 秀 夫

農業委員会事務局職員（3人）

事務局 長	千葉 裕 康
事務局 長補佐	大久保 慎太郎
係 長	飯 山 克彦

4 欠席委員

委 員 1番 萱 橋 敏 男

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第3号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	現況証明発行可否について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和7年3月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに切り替えますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくようお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

大変お忙しい中、3月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の総会は、我々任期3年目の最後の総会となります。

皆さんには、この3年間、議案に対する真摯な審議、農地利用最適化の取り組みにも積極的に対応して頂き、心から御礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

今月をもって退任される方には、退任後も農業委員会に対してのご支援を頂ければと思いますし、4月以降も引き続き農業委員、農地利用最適化推進委員をされる方には、より一層のご尽力をお願いしたいと思います。

また、私事になりますが、3年間、会長という大役を仰せつかり、皆様のご支援、ご協力を頂き、何とか終了することができました。改めて皆様に厚く御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

最後になりますが、本日の総会は、議案7件と報告事項2件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

1. 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日は、1番萱橋委員より欠席の旨の通告がありました。出席委員は10名中9名の出席でございます。

委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の10名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、8番文藏委員、9番岡野委員、の2名をお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は8件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、合計11筆、 m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は m²、合計2筆、 m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、合計2筆、 m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は m²、合計8筆、 m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号6番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²の小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号7番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、合計2筆、[]m²の自作地、小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号8番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[]m²、合計5筆、[]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。7番仲井委員よりお願いします。

1. 仲井委員

3月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、中山会長、菊地職務代理者、中山一徳委員、私、事務局からは千葉事務局長、大久保事務局長補佐の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は4ページになります。

申請地は、[]の[]側、[]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約72アールを耕作しており、水稻、野菜を作付けする県内に本店を置く農地所有適格法人です。

申請地は、登記、現況とも田、11筆、[]m²を、事業拡大のため売買により譲り受け、水稻の作付けをする予定です。

続きまして受付番号2番、地図は5ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約28アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻、野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、2筆、[]m²を規模拡大のため売買により譲

り受け、シャインマスカットを作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は6ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の■■■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約871アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は4名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、2筆、■■■■m²を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は7、8ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の■■■■側、■■■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約39アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻、麦、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、6筆、■■■■■■■■■■m²、登記、現況とも畑、2筆、■■■■■■■■■■m²、合計8筆■■■■■■■■■■m²を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻、陸稲、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号5番、地図は9ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の■■■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約256アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、■■■■■■■■■■m²を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号6番、地図は10ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の■■■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約237アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、■■■■■■■■■■m²で、現在も譲受人が小作地として水稻の作付けを行っている農地を売買により譲り受けるものです。

続きまして受付番号7番、地図は11ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の■■■■側、■■■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、借入地約4,159アールを耕作しており、水稻、麦を作付けする農地所有適格法人です。

申請地は、登記、現況とも田、2筆、■■■■■■■■■■m²を、事業拡大のため売買により譲

り受け、水稻の作付けをする予定です。

続きまして受付番号8番、地図は12ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の■■■側、■■■側、■■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約4アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、4筆、■■■■■■■■■■㎡、登記、現況とも畑、1筆、■■■■■■■■■■㎡、合計5筆、■■■■■■■■■■㎡を売買により譲り受け、水稻、野菜を作付する予定です。

以上のことから、受付番号1番から受付番号8番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長 (中山会長)

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議を進めてまいります。受付番号7番については、10番榎田委員、受付番号8番については、9番岡野委員が議事参与の制限に該当しますので、3つに分けて審議を進めてまいります。

議案第1号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号6番についてご質問のある方、挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号の受付番号1番から受付番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号の受付番号1番から受付番号6番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号7番について審議いたします。10番榎田委員の退席をお願いします。

（榎田委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号7番について、ご質問のある方は挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第1号の受付番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第1号の受付番号7番については原案のとおり許可することに決定いたしました。榎田委員の復席をお願いします。

(榎田委員復席)

1. 議 長 (中山会長)

続いて、受付番号8番について審議いたします。9番岡野委員の退席をお願いします。

(岡野委員退席)

1. 議 長 (中山会長)

それでは審議します。受付番号8番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第1号の受付番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第1号の受付番号8番については原案のとおり許可することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

(岡野委員復席)

1 議 長 (中山会長)

以上審議の結果、議案第1号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (中山会長)

続いて議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は1件となっております

す。13ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、令和6年10月10日付、みらい農委指令第34号をもって建売住宅の許可を受けましたが、自己住宅への承継を伴う事業計画変更をするための申請になります。

申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、田、現況、畑、面積は■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計2筆、■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。4番中山一徳委員よりお願いします。

1. 中山一徳委員

3月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で仲井委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は14ページになります。

申請地は、■■■■の■■■側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

先程、事務局から説明がありましたが、令和6年10月10日付で建売住宅の許可を受けましたが、承継者が自己住宅を建築するため、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、受付番号1番につきましては、承認しても差し支えないと思われま

す。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

ございます。

続きまして受付番号5番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、**■■■■**字**■■■■**番**■**、地目は登記、田、現況、畑、面積は**■■■**m²、**■■■■**字**■■■■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は**■■■■**m²、合計2筆、**■■■■**m²でございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。4番中山一徳委員よりお願いします。

1. 中山一徳委員

3月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で仲井委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は17ページになります。

申請地は、**■■■■**の**■■■**側になります。現地は、既に駐車場として使用している状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地の隣接地で障害者就労支援事業を行っている法人で、既存の駐車場を所有者に返還し、申請地を駐車場として利用しておりましたが、農地法の許可を得ていなかったことが判明したため、始末書を添付の上、申請するものです。

申請者は、申請地1筆、**■■■■**m²を賃貸借し、障害者の送迎や従業員の駐車場として26台分を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は18ページになります。

申請地は、**■■■■**の**■■■**側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、**■■■**m²を利用し、農家住宅の進入路として使用する計画とな

っております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、農家住宅の進入路として整備するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は19ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、農振農用地区域内農地と判断いたします。

申請理由は、隣接地でコンビニエンスストアの改築工事を行うため、申請地に鉄板、シートを敷設し、普通車、トラック13台分の駐車場、コンクリートブロック、側溝等の資材置場として使用する計画になっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係他法令との調整もされており、令和7年7月10日までの一時転用となっております。

仮設工作物の設置等一時的な利用でその必要性があり、かつ、農業振興地域整備計画に支障を及ぼさないことから、駐車場・資材置場用地として使用するための一時転用の許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番、地図は20ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、[REDACTED]m²を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号5番、地図は21ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていることから、第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地2筆、[REDACTED]m²を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可基準を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第3号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第3号は原案の

とおり許可することに決定いたしました。

1 議 長（中山会長）

続いて、議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第4号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。22ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。2番菊地会長職務代理者よりお願いします。

1. 菊地会長職務代委員

3月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で仲井委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は23ページになります。

申請地は、■■■■の■■側になります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成10年11月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第4号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長 (中山会長)

続いて、議案第5号「現況証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第5号「現況証明発行可否について」をご説明いたします。今月の現況証明願は1件となっております。24ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計2筆、■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議 長 (中山会長)

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。2番菊地職務代理者よりお願いします。

1. 菊地職務代理者

3月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で仲井委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は25ページになります。

申請地は、■■■■の■■■■側になります。

証明を必要とする理由は、地目変更登記のためとなっております。

今回提出されました受付番号1番につきましては、関係法令との調整も行っており、現在、田として使用されている状況でしたので、現況証明を発行しても差し支えないと思われまます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議を進めてまいります。受付番号1番については、9番岡野委員が議事参与の制限に該当します。9番岡野委員の退席をお願いします。

（岡野委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号1番について、原案のとおり現況証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号1番については、原案のとおり現況証明を発行することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

（岡野委員復席）

1 議 長（中山会長）

以上審議の結果、議案第5号は全て原案のとおり現況証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局より説明をお願いし

ます。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）」をご説明いたします。26ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が24筆で、52,500㎡、畑が4筆で、4,150㎡、合計28筆、56,650㎡です。貸し手が14人で、借り手が1団体となります。

次に更新案件ですが、田が18筆で、45,667㎡、畑が4筆で、2,880㎡、合計22筆、48,547㎡です。貸し手が6人で、借り手が1団体となります。

合計では、田が42筆で、98,167㎡、畑が8筆で、7,030㎡、合計50筆、105,197㎡です。貸し手が20人で、借り手が2団体となります。

権利の設定開始は、令和7年5月1日からとなります。

詳細につきましては、27ページから29ページの農用地利用集積等促進計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第6号について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第6号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議長（中山会長）

続いて、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に

よる農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても30ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が24筆で、52, 500㎡、畑が4筆で、4, 150㎡、合計28筆、56, 650㎡です。貸し手が14人で、借り手が7人となります。

次に更新案件ですが、田が18筆で、45, 667㎡、畑が4筆で、2, 880㎡、合計22筆、48, 547㎡です。貸し手が6人で、借り手が4人となります。

合計では、田が42筆で、98, 167㎡、畑が8筆で、7, 030㎡、合計50筆、105, 197㎡です。貸し手が20人で、借り手が11人となります。

権利の設定開始は、令和7年5月1日からとなります。

詳細につきましては、31ページから33ページの農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。33ページの受付番号46番から受付番号50番は9番岡野委員が議事参与の制限となっております。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号1番から受付番号45番について審議いたします。ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号1番から受付番号45番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号の受付番号1番から受付番

号45番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて、受付番号46番から受付番号50番について審議いたします。9番岡野委員の退席をお願いします。

（岡野委員退席）

1. 議長（中山会長）

それでは審議します。受付番号46番から受付番号50番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号46番から受付番号50番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号の受付番号46番から受付番号50番については原案のとおり承認することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

（岡野委員復席）

1. 議長（中山会長）

以上審議の結果、議案第7号は全て原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項2件について一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（千葉事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処

分について」を報告いたします。議案書は34ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が1件となります。

申請理由は、駐車場整備のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は35ページから38ページをご覧ください。

今回の合意解約は18件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが9件、耕作者変更のためのものが4件、中間管理事業に変更するためのものが4件、河川改修事業のためのものが1件となっております。

報告は以上です。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、3月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和7年3月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長

Ⓔ

議事録署名委員

Ⓔ

議事録署名委員

Ⓔ